

(平成23年6月1日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	2 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年4月から9年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年9月から50年12月まで  
② 平成8年4月から9年3月まで

昭和50年に結婚した際に元夫が加入手続を行って国民年金に加入し、加入手続を行ったときに元夫が国民年金保険料をまとめて支払ったことを覚えている。

また、平成7年9月から12年3月までは、毎年、私が国民年金保険料の免除申請の手続を行っていた。

しかし、オンライン記録では、いずれの申立期間も国民年金保険料が未納とされており、納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年9月から12年3月までの期間は国民年金保険料の免除申請をしていたと申し立てているところ、オンライン記録によると、申立人は7年9月から12年3月までの期間において、申立期間②を除き、保険料の納付が免除されていることが確認できることから、申立期間②についても、申立人に国民年金保険料の免除が承認できないような所得があったとは考えにくい。

また、申立期間②当時、申立人が居住していたA町（現在は、B市）においては、前年度に免除申請が承認された者については、文書、電話等により免除の意思確認及び免除申請の提出指導を行っていたとの回答が得られており、申立期間②以後の平成9年4月から12年3月までの期間の国民年金保険料が免除されていることを踏まえると、申立人が申立期間②についてのみ、保険料の免除申請を行わなかったとは考え難い。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後に同記号番号が払い出されている任意加入被保険者の加入記録により、元夫と連番で昭和 50 年 12 月に払い出されたものと推認でき、同記号番号の払出時点において、申立期間①のうち 48 年 9 月分は時効により国民年金保険料が納付できない期間である。

また、申立期間①のうち、昭和 48 年 10 月から 50 年 3 月までの期間は過年度納付が可能な期間であるが、申立人及び元夫の納付記録によれば、52 年 4 月分からのそれぞれの国民年金保険料が現年度納付され、国民年金加入直後の 51 年 1 月から 52 年 3 月までの夫婦二人分の国民年金保険料は 53 年 4 月に過年度納付されていることが確認できる上、申立人の元夫も申立期間①の国民年金保険料は未納期間とされていることから、元夫が申立人の申立期間①に係る保険料のみを納付したとは考え難い。

さらに、申立人の元夫が申立人の申立期間①に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 8 年 4 月から 9 年 3 月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主より賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年12月29日は19万1,000円、18年12月29日は18万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月  
② 平成18年12月

平成17年12月及び18年12月に、当時勤めていたA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険事務所(当時)の記録では、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した平成17年12月及び18年12月の給料支払明細書(賞与)、申立人に係る平成18年度及び19年度の市県民税(所得・課税)証明書並びにA社が保管する申立人に係る17年12月の給料支払明細書(賞与)により、申立人は、申立期間について20万円の賞与の支給を受け、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与総支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、前述の給料支払明細書（賞与）により確認できる保険料控除額から、平成 17 年 12 月は 19 万 1,000 円、18 年 12 月は 18 万 6,000 円とすることが妥当である。

また、申立期間における賞与の支給日については、上記の給料支払明細書（賞与）に日付の記載が無いものの、申立期間より前に申立人に支払われた 12 月賞与の賞与支払日に係るオンライン記録から、申立期間①は平成 17 年 12 月 29 日、申立期間②は 18 年 12 月 29 日とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無く、行ったとは認められない。

## 佐賀厚生年金 事案 1124

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所(現在は、B社A事業所)における資格取得日に係る記録を平成10年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年7月1日から同年11月1日まで

私は55歳で退職した後、複数の事業所で短期間の勤務をした後、時期は分からないがA事業所で臨時職員として勤務した。年金事務所によると、A事業所での厚生年金保険の記録が平成10年11月1日に資格取得となっており納得がいかない。

当時の給与明細書を所持しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書から、申立人は、申立期間においてA事業所に勤務していたことが確認できる。

また、上記の給与明細書に記載されているC欄の金額を当時の厚生年金保険料率に基づき逆算したところ、標準報酬月額26万円に見合う厚生年金保険料額であることが確認でき、同給与明細書に記載されている俸給支給額が26万700円であること、申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得時(平成10年11月1日)の標準報酬月額が26万円であることから、当該給与明細書のC欄に記載されている金額は、厚生年金保険料であると推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書により推認される厚生年金保険料控除額から、26 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料を保管していないため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格取得日を昭和22年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を300円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年1月1日から同年2月1日まで

昭和20年12月にA社に入社し、59年3月まで同社に勤務した。しかしながら、22年1月1日から同年2月1日までの期間について厚生年金保険の記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管する申立人に係る経歴書及び申立人が保管する身上調書から、申立人がA社に継続して勤務し（同社D事業所から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社が保管する申立人に係る経歴書により、申立期間においてA社C事業所に所属していることが確認できることから、同社C事業所における資格取得日を昭和22年1月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所における昭和22年2月の社会保険事務所（当時）の記録から300円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺資料が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格取得日に係る記録を昭和53年4月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月5日から同年5月1日まで  
昭和45年1月にA社C事業所に入社し、平成17年10月31日まで継続して勤務した。

国（厚生労働省）の記録によると、昭和53年4月5日から同年5月1日までの期間が厚生年金保険の未加入期間となっているが、同年4月上旬にA社本店から同社C事業所に転勤し、そのまま勤務を続けたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が提出した申立人に係る人事関係資料（社員番号データ及び社員経歴書）、雇用保険の記録及びD国民健康保険組合の加入記録から、申立人がA社に継続して勤務し（昭和53年4月5日付けで同社本店から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所における昭和53年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料は納付していない可能性が高いと回答しているものの、同社には申立期間当時の給与関係書類が残っており

ず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない  
と判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主  
が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し  
て行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いこ  
とから、行ったとは認められない。

## 佐賀国民年金 事案 537

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から53年3月まで  
20歳のとき、父がA市役所で国民年金の加入手続を行ってくれた。申立期間当時、居住していた地区の自治会による国民年金保険料の集金が行われており、父が家族の分と自分の分の保険料を自治会の役員を通じて納付してくれていた。

しかし、申立期間について、国民年金の保険料未納期間とされており、納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金被保険者台帳管理簿における申立人の同記号番号の直前の任意加入被保険者の加入年月日により、昭和53年10月に払い出されたことが推認でき、これ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点（昭和53年10月）において、申立期間のうち、昭和43年4月から51年6月までの期間については、時効により国民年金保険料が納付できない上、同年7月から53年3月までの期間については、過年度納付が可能であるが、申立人は遡って納付したとは申し立てていない。

さらに、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたとされる申立人の父親は既に死亡しており、申立期間に係る保険料の納付状況が不明である上、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 佐賀国民年金 事案 538

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から同年12月まで

昭和58年4月に勤めていた会社が解散したため、A区役所で国民健康保険と国民年金の加入手続を行った。

また、国民年金保険料の納付書は区役所から郵送され、自宅近くの区役所の出張所で妻の分と一緒に納付した記憶がある。

しかし、妻の申立期間の国民年金保険料が納付済みとされているのに、私は国民年金の未加入期間とされており、納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳、B町（現在は、C市）の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人は、昭和53年9月22日に国民年金被保険者の資格を喪失し、60年3月21日に同資格を再取得していることが確認でき、申立期間は国民年金の未加入期間であることから、申立期間に係る国民年金保険料の納付書は作成されることは無く、申立人は申立期間の保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立期間において、申立人に前述の記録がされている国民年金手帳記号番号とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から同年12月までの国民年金保険料については納付していたものと認めることはできない。また、47年7月から48年1月までの期間及び同年3月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年10月から同年12月まで  
② 昭和47年7月から48年1月まで  
③ 昭和48年3月から49年3月まで

20歳になった昭和46年\*月頃に、国民年金に加入し、国民年金保険料は、自分が金融機関の窓口で納付していた。

また、昭和47年に会社を退職し国民年金に再加入したとき、国民年金保険料の免除が受けられると聞いて免除申請を行い、その後、49年8月までの国民年金保険料は免除の申請をした。

しかし、オンライン記録では、いずれの申立期間も国民年金保険料が未納とされており、納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の直前に同記号番号が払い出されている任意加入被保険者の加入記録により、昭和49年7月頃に払い出されたものと推認でき、これ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、前述の申立人に係る国民年金手帳記号番号の払出時点において、申立期間①の国民年金保険料は時効により納付できない上、申立人は当該期間の国民年金保険料を特例納付で納付したとも申し立てていない。

さらに、申立期間②及び③の国民年金保険料については、申立人は免除申請を行ったと申し立てているところ、前述の申立人に係る国民年金手帳記号番号の払出時点においては、既に申請期限を経過しているため申立期間②及び③の免除申請はできなかったものと考えられる上、申立人が所持する国民年金手帳の検認記録欄には、昭和49年度欄には社会保険事務所（当時）において免除

を承認する旨の記録が表示されているが、47年度及び48年度欄には免除を承認する旨の記録は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたこと、また、申立期間②及び③の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書、免除承認通知書等)は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたこと、また、申立期間②及び③の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。また、申立期間②及び③の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年12月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年12月から61年3月まで  
昭和58年12月から61年3月までの期間が、国民年金に未加入となっている。当時、国民年金をやめる理由は無く、引き続き保険料を納めていたはずなので、国民年金に未加入となっていることに納付ができない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において国民年金被保険者資格の喪失手続を行っていないと申し立てているが、A市が保管する国民年金被保険者名簿には、申立人が昭和58年12月6日に国民年金任意加入被保険者の資格を喪失し、61年4月1日に国民年金第3号被保険者で資格を取得したとの記載があり、当該記録はオンライン記録とも一致することから、申立期間は国民年金の未加入期間とされ、申立期間に係る国民年金保険料の納付書は発行されず、申立人は申立期間の国民年金保険料の納付ができなかったものと考えられる。

また、申立期間当時、社会保険庁（当時）は、昭和61年4月の国民年金法改正の事前準備として、60年8月31日時点で国民年金に任意加入している被保険者に対し、61年1月31日を期限として国民年金被保険者現況届書の提出を求めていたが、申立人の同届書は確認できず、申立人は同届書が送付された記憶は無いと供述している。

さらに、社会保険事務所（当時）が、昭和61年5月31日に申立人に係る国民年金被保険者資格取得・種別変更・種別確認（第3号被保険者該当）届書を受け付けたこと及び同届書により申立人は同年4月1日付けで国民年金に再加入していることが確認できることから、申立人は、再加入日前である申立期間においては、国民年金に加入していなかったことがうかがえる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 佐賀厚生年金 事案 1127

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 明治 31 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 2 年頃から 20 年 7 月頃まで

父は昭和 2 年に、A 事業所 (現在は、B 社 C 事業所) に採用され、5 年頃には、現在の D 国にあった E 社 F 事業所 (昭和 9 年から G 社 F 事業所に名称変更) に赴任し、終戦直前の 20 年 7 月頃まで勤務した。H の仕事をしていたと聞いたことがある。A 事業所では、共済組合員制度があったと聞いており、父も組合員であったに違いないので、共済組合員期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 2 年頃から 5 年頃までの期間について、申立人の子は、申立人が A 事業所で勤務していたと主張しているが、当該期間において申立人が同事業所に勤務していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、I 共済組合は、「G 社においては、A 事業所時代から、J 共済組合 (A 事業所ときは、K 共済組合) が共済組合を運営していたが、同共済組合の適用範囲は、L 地区にある事業所に勤務する者に限られており、L 地区以外の事業所に異動した者は同共済組合を脱退することとなっていた。申立人の子の説明どおり、申立人が昭和 5 年頃に A 事業所から E 社 F 事業所に移ったのであれば、その時点で共済組合を脱退することになり、その際、一時金の清算があったものと思われるが、その記録は保管していない。そのため、申立人の記録も確認できない。」と回答している。

さらに、I 共済組合では、「J 共済組合の組合員資格を有しており、昭和 17

年6月の時点において35歳未満の者であって、23年8月以降もG社C事業所に勤務していた者については、17年6月以降の共済組合の加入記録を厚生年金保険の被保険者期間として移管した。一方、23年8月前に共済組合を脱退した者については、組合員期間は厚生年金保険に移管されておらず、当共済組合の加入期間が厚生年金保険の被保険者期間となることは無い。」と回答している。

このほか、当該期間に係る申立てについて確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

一方、申立期間のうち、昭和5年頃から20年7月頃までの期間について、申立人がE社F事業所及びその後継事業所であるG社F事業所で継続して勤務していたと主張しているところ、申立人の戸籍謄本により、申立人が5年頃にはM(現在のD国)に、その家族とともに居住していたことが確認できること、「G社史」において、大正6年9月にMで設立されたE社F事業所が昭和9年2月にG社に統合され、同社F事業所とされたことが確認できることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人がE社F事業所及びG社F事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、上記のとおり、G社のJ共済組合は、組合員がL地区以外に異動したときは、同共済組合を脱退するとの取扱いを行っていたとされている上、昭和5年頃から、労働者年金保険法が適用される17年5月までの期間については、制度創設前の期間であり労働者年金保険の被保険者とはなり得ない期間である。

また、昭和17年6月から施行された労働者年金保険法及び同法を改正して19年10月から施行された厚生年金保険法は、その適用範囲を「内地」に限って施行されていたものであり、戦前戦中において「外地」とされていたMに所在するG社F事業所は、いずれの制度においても適用事業所とはされなかった。

さらに、G社F事業所が労働者年金保険又は厚生年金保険の適用事業所であったことを示す資料は見当たらず、G社C事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿においても申立人の氏名の記載は確認できない。

加えて、申立人が、当該期間において事業主により共済組合掛金、労働者年金保険料又は厚生年金保険料を給与から控除されていたことを示す給与明細書等の資料は無く、このほか、当該期間に係る共済組合掛金、労働者年金保険料又は厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、福祉年金受給権者台帳番号簿において、申立人が昭和43年7月23日に老齢福祉年金の支給を決定された記録が確認できることから、申立人が厚生年金保険の受給権を有していなかったことが確認でき、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)が存在しない上、申立人が厚生年金保険の被保険者となった記録をオンライン記録において確認することはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

自分が所持していた平成 11 年 4 月及び 12 年 12 月の給与支給明細書を見ると、厚生年金保険料の控除額は同額なのに、11 年 4 月から 6 月までの標準報酬月額は 30 万円と記録されており、12 年 12 月は 34 万円と記録されている。平成 11 年 4 月から 6 月までの 30 万円の記録が間違っていると思われるので、調査して、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する、平成 11 年 4 月及び 12 年 12 月の給与支給明細書によると、申立人が主張するように、給与から控除された健康保険料並びに厚生年金保険料及び厚生年金基金に係る保険料の合算額から算出される標準報酬月額はいずれも 34 万円であるところ、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、平成 11 年 12 月 10 日に、同年 4 月 1 日付けの随時改定により 34 万円から 30 万円に減額訂正され、同様に、同年 7 月 1 日付けの随時改定により 30 万円から 36 万円に増額訂正の処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、適用事業所総合調査表によると、A社は、平成 11 年 11 月 24 日に社会保険事務所（当時）が適用事業所調査を行った際、26 人について標準報酬月額の随時改定を行うように指示されていることが確認できる上、オンライン記録において申立人と同様に、同年 12 月 10 日に報酬月額変更の処理が行われている者が 26 人（申立人を含む。）確認でき、いずれも同年 4 月 1 日付けで従前の標準報酬月額が減額され、その後、同月額が増額されていることから判断すると、申立人に係る二度の報酬月額変更処理が特に不自然とは考え難く、同年 1 月及び同年 4 月に固定的賃金に変動が生じていたものと考えら

れるところ、上記同僚で供述が得られた8人のうち5人は、いずれも同年1月に固定的賃金が下がった記憶がある旨を供述している。

また、申立期間当時の経理兼総務の担当者は、「会社の業績が下がって、数回に分けて全従業員の給与の減額を行ったことは記憶している。また、社会保険事務所の調査で標準報酬月額が訂正された際に発生した保険料の差額分の返金、徴収、充当等については、問題なく行っているはずだ。また、当時、会社が厚生年金保険料等を滞納することは無かった。」と供述しており、前述の26人の同僚のうち一人は標準報酬月額の訂正により生じた厚生年金保険料の差額を返金された記憶がある旨を供述している。

さらに、上記の経理兼総務の担当者は、「給与の締日は月末日で、翌月25日支払だったので、厚生年金保険料は翌月控除であった。」と供述しており、二人の同僚も同様の供述していることから、申立人が所持する平成11年4月分の給与支給明細書に記載された厚生年金保険料額は、同年3月のものであると考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。